

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和4年9月22日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第19号

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（<u>多機能端末機</u>による印鑑登録証明書の交付の申請）</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された<u>端末機</u>であって、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）に暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>（<u>多機能端末機等</u>による印鑑登録証明書の交付の申請）</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された<u>民間事業者が設置する端末</u>であって、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）<u>又は自動交付機</u>に暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。